

愛知県教育委員会教育長様

2018年2月23日

教員、職員の不祥について、その後の対応、処分に
早急に、早急に処分の(処分を促すこと)を求める
請願追加(2018年1月25日付請願)請願

行政を考える住民の会
事務局 宮崎 邦

請願の経過、趣旨

1. 県教委、停職処分、豊橋の教諭5編 14件、(報道2018年2月16日)
「悪いことは承知してはいたが、指導に熱が入って…」とある。
2. この事件は教室、学校内、あるいは意味不明で、公務員の暴行事である。
被害「児童」は、安全を保障した場所、権利として、授業を
うけていた。
3. 6年前にも、「体罰」をして、戒告処分を受けたとのこと。
4. 今回、報道にある内容からだけでは、「指導に熱が入った」と
いう言い取りと「うら」ことは、いいわけにもならない。
5. 一時期登校できなくなった、児童は、その後が、気になる。
6. 公務員の職務中の暴行事件は、告発するべきことである。
「熱が入った」というのはいいわけを公報する県教委の
権限として、内容では、事実確認が正確徹底に行われ、
その対応とはいいがたい。
7. 二のしにたいして、この教諭以外の管理職の処分がなされ
たという報道はない。本来は、管理職の管理責任が、
問われるべきである。理屈として、管理責任が、問われる
のが正しいから、第三者、告発すべきであると考え、
告発



8. 厚張教育事務所シムダでの書類は、11月2、3の後に「まだ誰が」ということでの処分がなされていない。
9. 公務員による公文書はきであり、文書は、明確なことであり、たがったことにしつけないことである。
もしこのままとしたら管理上の問題も残ったままである。
10. この事件、あいまいにしおけることではない。疑われた人の^(よ)も関係することである。
11. 内部が調査ができていない。できないことだからこの時も告発あべきである。それが教育委員会^の責務である。
兼ねたがり、かばっている。不正をみのがしている、という抗議が~~糾~~ししているということである。
けいぞく
12. 教育委員会は、県民県内に住む人々に安心と信頼を保障するのが責務であることを取り組むの中に入れてもらいたい。

請願事項

1. 本件、2件職員^の暴行事件、公文書はき事件^については、
告発をすること。
2. 今後^に起きる暴行事件、公文書はき事件^については
告発をすること。
3. 本件2件の事案について管理責任を明確にし、処分、指導等をすること。